

教私第1397号
令和2年5月8日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における臨時休業等の措置等について（通知）

1. 臨時休業の継続について

標記について、令和2年5月4日に政府が全国を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を5月31日まで延長すること、及び大阪府域を「特定警戒都道府県」としてこれまでと同様に感染拡大防止のための措置を実施するとの方針が決定されました。これを受け、5月5日に第15回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、府として今後取るべき措置が決定されました。

その中で、府立学校については、緊急事態宣言が延長された5月31日までの期間、臨時休業措置を継続することとし、同様の対応を府内市町村教育委員会及び私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専修学校及び各種学校のうち外国人学校）にも要請することとなりました。

各私立学校におかれましては、3月2日以降、府からの臨時休業要請にご協力をいただき、子どもたちの家庭学習支援などに尽力していただいている中、さらなる臨時休業の期間延長を要請することで、多大なご苦勞をおかけすることとなり申し訳ございません。今回の緊急事態宣言延長の趣旨をご理解いただきまして、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

臨時休業の要請内容については以下のとおりです。

(1) 令和2年5月11日（月）から5月31日（日）までの間、府内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等課程を置く専修学校及び各種学校のうち外国人学校を臨時休業としてください。

※ただし、今後における府域の感染状況等を踏まえ、変更することがあります。

・通常の授業、部活動は行わず、学校行事（入学式や始業式等）は実施しないでください。

(2) 臨時休業の間、小学校3年生以下の児童・園児のうち、ひとり親家庭や共働き家庭等、保護者の事情により自宅でひとりになる子どもについては、これまでと同様、居場所の確保等に可能な限り配慮いただきますようお願いいたします。

(3) その他

- ・各学校の教職員、児童生徒について、新型コロナウイルスへの感染が確認された場合や保健所等により濃厚接触者とされた場合には、速やかに大阪府私学課へのご報告をお願いします。
- ・臨時休業の状況について報告をお願いすることとしております。後日、報告様式をお示ししますので、ご報告をお願いします。

2. 臨時休業中の登校日の設定について（小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専修学校、各種学校のうち外国人学校（幼稚部を除く））

これまで、臨時休業期間は登校日についても実施しないようお願いしてまいりましたが、この度、府立学校では、臨時休業が長期に及ぶことから、児童生徒の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するため、各学校の実情に応じて、週1回から2回の登校日を段階的に設定、実施することとなりましたのでお知らせします。市町村立学校（小学校及び中学校、高等学校）についても同様の対応とするよう府教育委員会から市町村教育委員会に向けて要請されています。

私立学校（小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専修学校、各種学校のうち外国人学校（幼稚部を除く）。以下「小学校以上」と記載。）についても、府内の感染状況などを踏まえながら段階的に登校日を設定するご判断をいただいても構いません。ただし、登校日の設定に関するご判断にあたっては、府立学校の方針を参考に（別添参照）、以下の点に十分ご配慮ください。

- (1) 臨時休業期間中に登校日を設定される場合には、3つの「密」を避ける方策（登校日の頻度や分散登校の方策、学校での滞在時間や登下校時間への配慮など）や児童生徒及び教職員のマスクの着用の徹底などの感染防止対策を十分に講じ、感染拡大の防止に努めてください。
- (2) 児童生徒や保護者の中には、登校することへの不安を抱く方がおられるとも考えられますので、登校日についての学校の考え方など、保護者等に丁寧にご説明いただくとともに、登校しない児童生徒を欠席扱いとしないなど、ご配慮いただくようお願いいたします。
- (3) 公立学校においては、各学校の教職員や児童生徒に陽性者が発現し、かつ学校内に当該陽性者に係る濃厚接触者が存在する場合には、当該校の登校日を中止することとしています。私立学校においても、同様の対応をお願いします。
- (4) その他
 - ・府立学校における臨時休業期間中の登校日実施についての考え方、注意事項、登校日中止に関する取扱い基準などの詳細については、この通知文に参考に添付いたしますので、ご参照ください。

3. 文部科学省通知について

令和2年5月1日付で文部科学省初等中等教育局長より、「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」が発出されております。府立学校の対応方針と合わせてご参照の上、適切にご対応ください。（添付文書参照。当文部科学省通知については私学課からの別途通知文でも関係する各学校にお知らせします。）

4. 幼稚園における臨時休業中の対応について

幼稚園については、府教育委員会から市町村立幼稚園に対して登校日設定を要請していません。一方、園児等の心身の状況の把握や保護者とのコミュニケーションに努めていただくことは重要ですので、私立幼稚園においても、それぞれの園の実情に合わせて、保護者の方々と十分意思疎通を図りながら、園児等の心身の状況の把握等に努めていただいて構いません。その際にも、別途お願いしております園児の居場所の確保を行っていただく場合と同様、府立学校の方針を参考に、感染拡大防止等について十分ご配慮ください（2. (1)～(4)）。

なお、スクールカウンセラーから園児保護者に向けたメッセージのひな型「幼稚園・認定こども園の園児・保護者のみなさんへ」（府から市町村教育委員会に提供したもの）も送付しますので、適宜ご活用ください。

5. その他

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き情報の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

【添付文書】

1. 及び2. 関連

- ①第15回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料（教育庁関係）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について
 - ・府立学校、市町村立学校における、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置（登校日の設定）についてのご意見
- ②府教育委員会から府立学校向けの通知文（一部市町村教育委員会向け通知資料含む）
- ・府立学校向け通知文
 - ・別紙 臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン ※府立学校向け
 - ・臨時休業期間中の登校日に係るガイドライン（大阪府教育庁）※市町村教育委員会向け（主に小中学校）
 - ・教育長メッセージ「大阪府立学校の児童・生徒等、保護者及び学校関係者の皆さんへ」
 - ・資料1 分散登校における感染症対策の基本的な考え方
 - ・資料2 体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点
 - ・資料3 児童生徒等定期健康診断実施にあたっての留意点
 - ・資料4 けんこうかんさつカード
 - ・資料5 校舎等の消毒について
 - ・資料6 症状がある場合の対応、大阪府「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口について」
 - ・臨時休業期間中における登校日の設定等に係るQ&A
※府立学校向けQ&A及び市町村教育委員会向けQ&Aの中から、私立学校においても参考に活用いただける項目を抜粋

3. 関連

- ①文部科学省通知（令和2年5月1日付2文科初第222号）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」
 - ・学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」

4. 関連

- ①カウンセラーからのメッセージ 「幼稚園、認定こども園の園児・保護者のみなさんへ」

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野 (06-6941-0351 内線 4858)

総務・専各振興グループ

貞末、江藤 (" 内線 4862)

幼稚園振興グループ

中村、成相 (" 内線 4816)